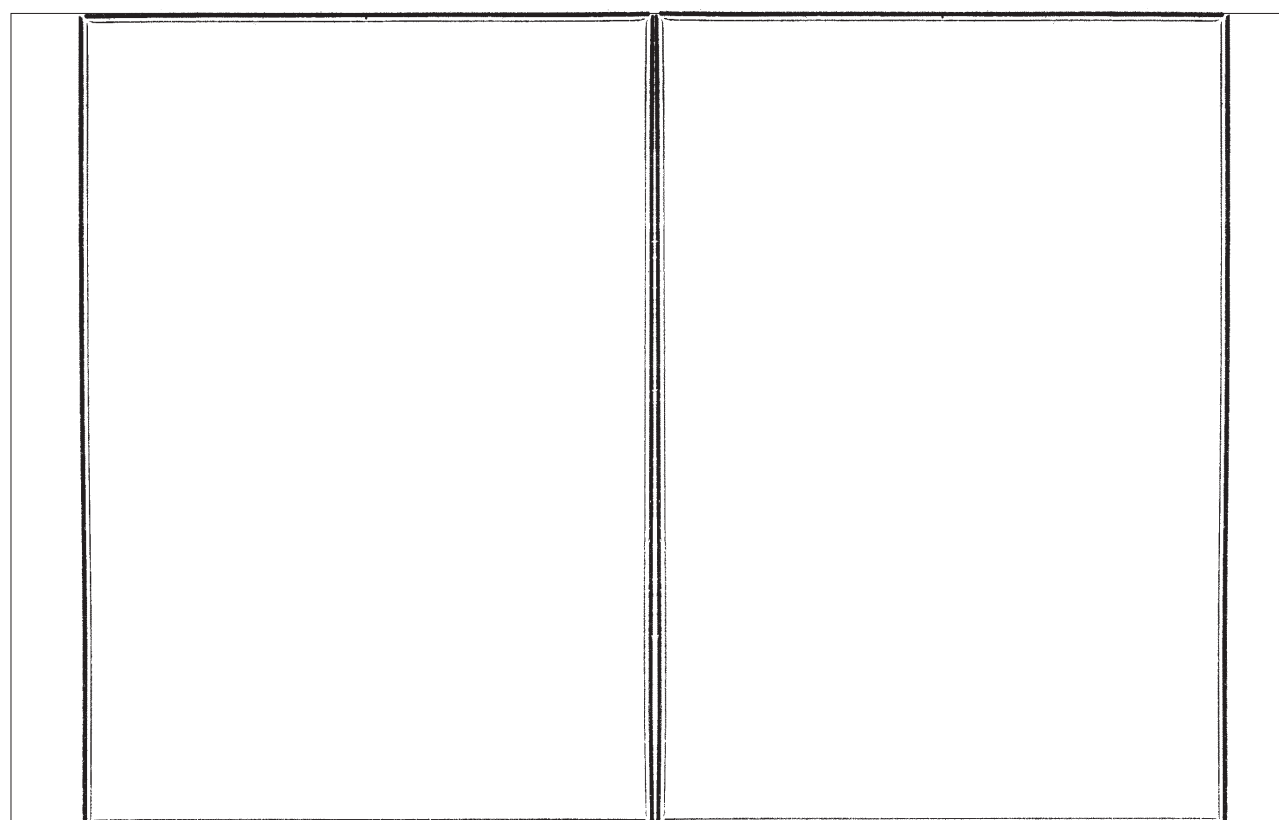
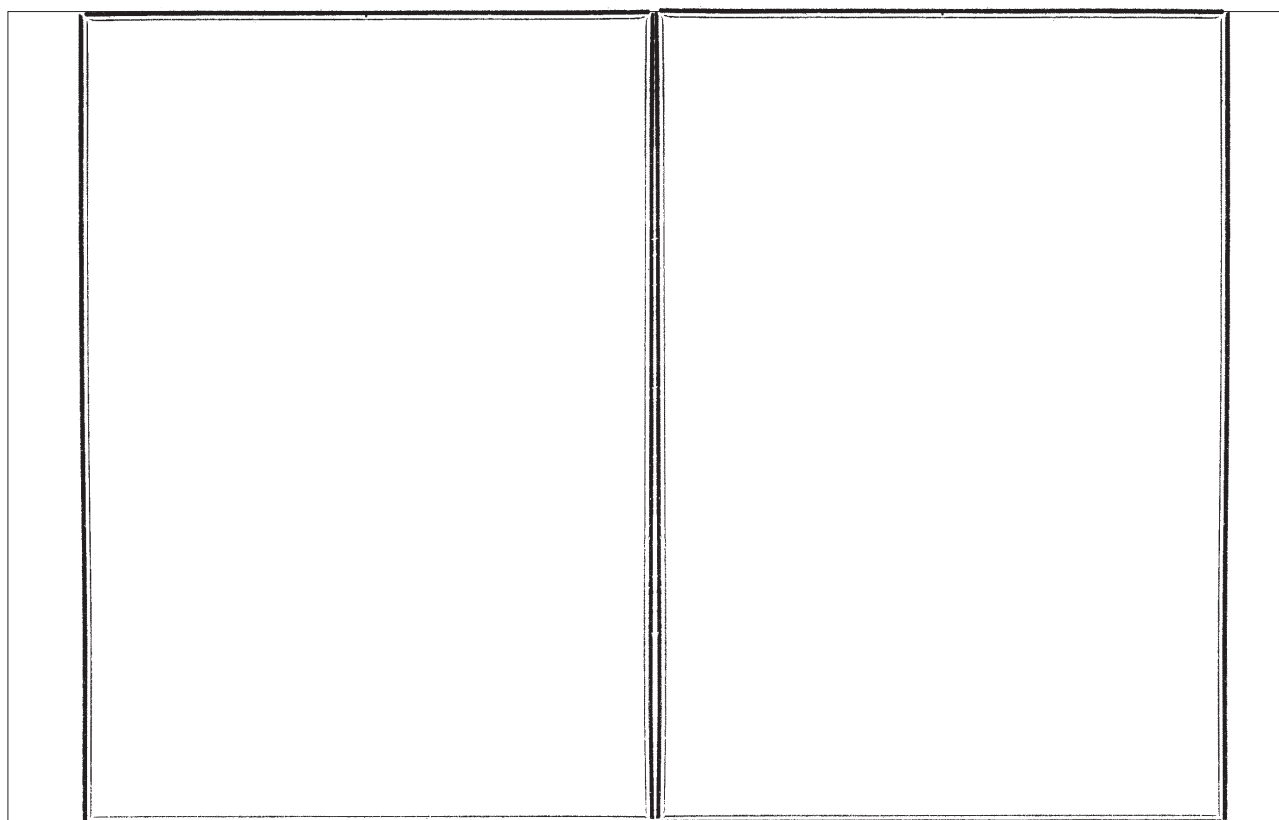


議事速記錄第四十六號

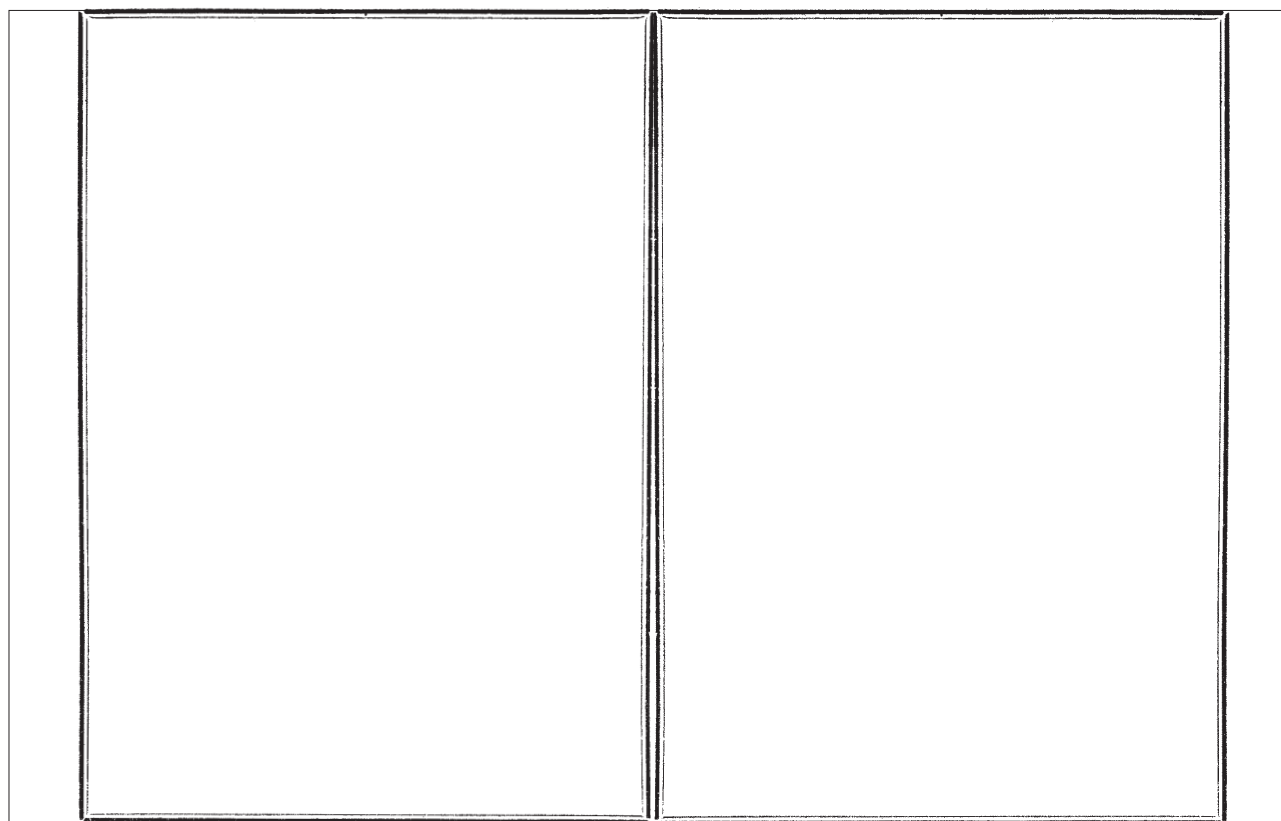
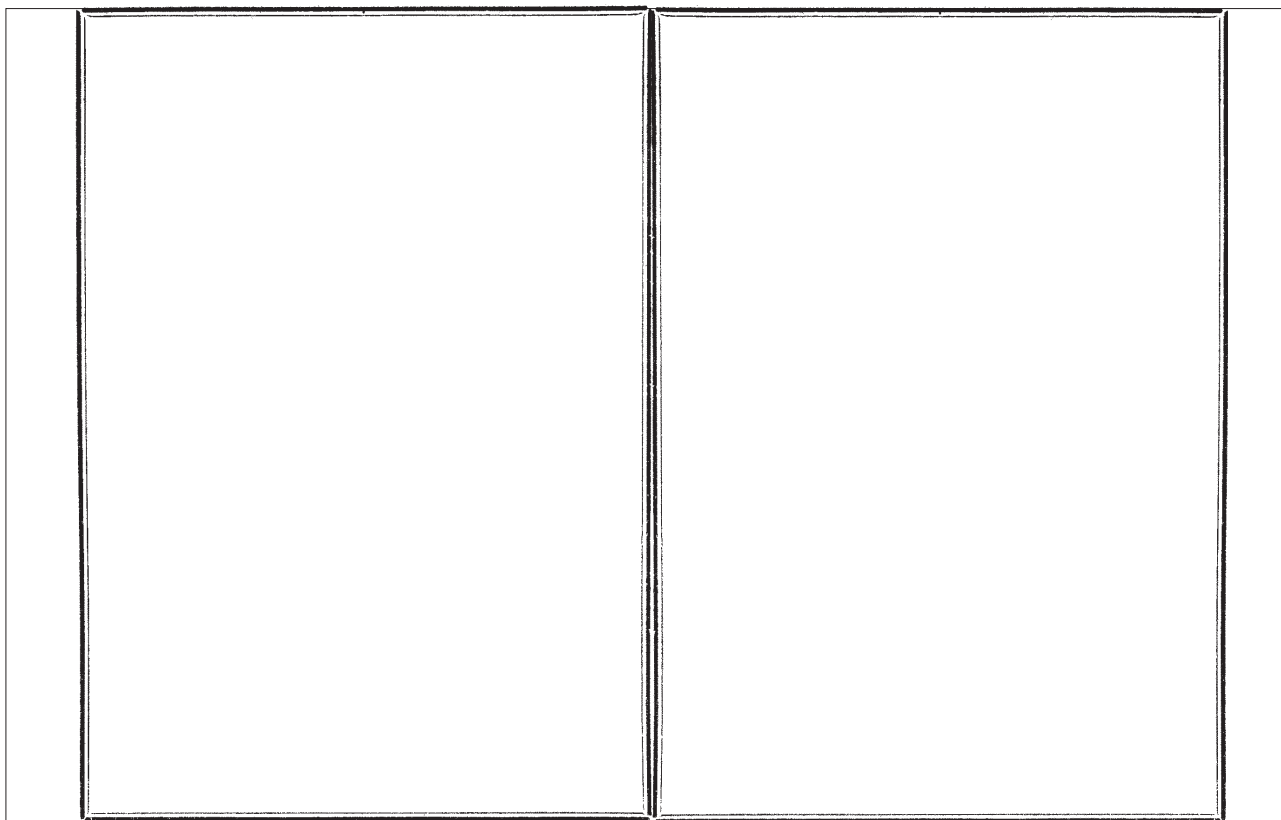
昭和六年度第二十九次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



議事録目次

第一、事變ニヨル損害救済金調達ノ件	四
第二、警備費國庫補助請願ノ件	三六
第三、行政委員選舉	三八
第四、豫備行政委員選舉	四〇
第五、民團會計検査委員選舉	四一
附 録	四五



昭和六年度第二十九次居留民會臨時會議事速記録

昭和六年十二月二十日於公會堂

議事日程

- 第一、事變ニヨル損害救済金調達ノ件
- 第二、警備費國庫補助請願ノ件
- 第三、行政委員選舉
- 第四、豫備行政委員選舉
- 第五、民團會計検査委員選舉

出席議員

五十五名

- 議長 牧 尙一
- 出席議員
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 武田守信 | 鍛冶静一郎 | 小宮山繁 | 宮武徳次郎 |
| 藤平正男 | 稲田龜治 | 植松眞經 | 森郁太郎 |
| 牧尙一 | 上野 壽 | 田中鑑太郎 | 松本京作 |
| 松尾豊實 | 赤山今朝治 | 古田治四郎 | 高瀬 伸 |
| 山田榮治 | 副田重次郎 | 野崎誠近 | 龜澤省朔 |
| 郡 茂行 | 岸田菊郎 | 石川 通 | 吉田房次郎 |

(2)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 黒川重幸 | 足立傳一郎 | 植前 香 | 大内 専 |
| 木下秀良 | 澁木幸平 | 島本雄次郎 | 小谷萬次郎 |
| 山内令三郎 | 横田寅太郎 | 山越金太郎 | 鹿田多三郎 |
| 山本永規 | 鷺田小平治 | 金山喜八郎 | 岡本久雄 |
| 高田隆一 | 平井久一 | 清水一太郎 | 武内進三 |
| 高橋眞美 | 金山作次郎 | 森川照太 | 徳谷信治 |
| 佐々木敏丸 | 遠山猛雄 | 山上 逸 | 田鍋唯一 |
| 勝田重直 | 瀬底正敏 | 田村 俊次 | |

- 議長(牧 尙一君) 着席 拍手
- それでは、只今迄の出席議員五十一名法定数に達して居りますから之から開會致します。例に依りまして今日の議事録に署名される方を私からお願ひ致します。石川通君、植前香君此の御兩人に今日の議事録の署名をお願い致します。それから民會議員に移動がございました

午後一時三十分開會

○議長(牧 尙一君) 着席 拍手

(3)

其の報告を致します。中島徳次君は民團理事就任の爲め辭任されました。香川正一君は轉任の爲め御辭任致されました。中村鐵一君同上、清水幸三郎君は都合に依りまして御辭任でございます。吉野久七君は御逝去になりました。李元慶君之次都合に依りまして御辭任、松葉重隆君も轉任の爲め御辭任、以上七名の方が轉任若くは都合に依り辭任されました爲め缺員を生じましたから十一月二十一日に郡茂行君、莊景珂君、横田寅太郎君、龜澤省朔君、黒川重幸君、山越金太郎君、木下秀良君此の七名の方が就任せられました。只今のお方は一寸御起立願ひます。

就任議員起立、拍手

○議長(牧 尙一君) それから行政委員の方にも補缺主任がありました。竹内進三君、金山喜八郎君、小谷萬次郎君、赤山今朝治君の四名の方であります。報告は以上で終了しました。議事日程に入る前に例に依りまして總領事の御訓示がございます。暫く御清聴願ひます。

○柔島總領事(登壇) 拍手

本日天津居留民會第二十九次居留民會臨時會議に際しまして、親しく私の所感を述べることの出来ましますことを頗る欣幸に存する次第であります。御承知の通り今回の當地の事件は實に當日本租界經營以來の大事事件でありまして、在留民諸君は未曾有の不安と危険に陥つたのであります。其の間各位は勿論、在留同胞諸君の各種の團体は不眠不休、多大の危険を冒して在留民の保護、租界警備の重任を授けられましたことは、私の衷心より感謝致す所でありまして、右様の次第で當民會では、行政委員其の他の各委員の選舉の外に、今回の事件に關聯致し

(4)

た議案が提出されて居るやうであります。申す迄もなく今回は租界行政上頗る重要な時期と私に存する所であります。従ひまして各位に於ても舊に倍し、和衷協力、慎重審議、以て租界の恢復、復興、在留民諸君の幸福繁榮の爲めに御盡力あらんことを切に希望致す次第であります。簡單に所感の一部を述べまして今日の開會に際し私の辭と致します。(拍手)

○議長(牧 尙一君) 之から議事日程に入ります。

第一、事變ニヨル損害救済金調達ノ件

○行政委員長(上野 壽君) 登壇

議事日程第一「事變ニヨル損害救済金調達ノ件」であります。之に就て少しく申し上げます。今回の事變の重大なる事件であることは私が申す迄もありませんが、御承知の如く當地は其の以前から日貨排斥が随分盛に行はれて居ります。續いて九月十八日滿洲事件が起りまして、愈々重大なる影響を當地の商工業、其の他に及ぼしたのであります。それだけでも當地の打撃少からん時に、十一月八日以來當地の事變に依りまして、居留民一般の受ける所の損害と云ふものは随分甚大なるものがあります。て我居留民は此の際余程緊縮をし、非常なる努力を爲すにあらざれば到底舊態に復することは容易でないと云ふことを痛切に我々は感ずるのであります。右に就きまして行政委員に於きましても種々協議し、研究を致し、文行政委員だけでは或は及ばない所もあるかも知れんと云ふ考へからして、財團共益會並に商工會議所、或は町内會の代表の方と云ふやうな方を寄つて頂きまして善後委員會と云ふものを作りまして種々協議を

(5)

致したのであります。其の結果既に色々事實の上には現はれたこともございするが、もつと重大なることは、如何にして此の天津の復興を遂げようかと云ふことに就て、何うしても之は政府の力を借るより外ない、勿論我々居留民は奮勵もし、努力もしなければならぬが、此の事件の爲めに受けた損害、打撃と云ふものは非常なものでありますからして、何うしても政府の力を借りなければ復興することは實に容易でない、中には既に糊口に窮する人もある、又糊口に窮する迄には到らないでも随分困難に陥つて居る人もあると云ふやうなことで、御承知の通り同光會と力を合して救助の方法を講じて居ります。又共益會に相談を致しまして救済資金を貸付ける、百圓以下の小額の金でありますから、それでも此の歳月の瀬には必要であるかと考へまして極簡単な方法を以て貸付けを開始致すことになつて居ります。それは皆さん御承知のことと思ひます。それで大体に於て、何うしても政府の力を借りなければならぬと云ふ所から、中には救済金を政府に頼つたら宜からう、或は低利資金を借り出したら宜からうと云ふ議論もございまして、何れも色々研究致しました、所が此の救済資金、救済金と云ふものは、當地の今回の事情に照らして見ると救済金を政府から頂くこととは望が少くないのであります。之は濟南の例を考へても何うも此の實情があらうと云ふのでないかと政府の救済を頂くことは出来ないと云ふ之迄の例があります。當地の打撃は大きい御承知の通り實情に至つては左程大したことはないものであります。して見ると救済金を頂くことよりも、この、天津の商工業を復興する爲めに救済的低利資金、極めて寛大な條件の即ち金利も極めて安く年限

(6)

も出来るだけ長くする所の低利資金を借りて、そして當地の復興に資するが一番宜くないかと云ふことを行政委員會では考へたのであります。て此の民間に於きましては低利資金を借りた方が宜いだらうと云ふ行政委員會の考へて、低利資金に就きましては方々の例もありませんので、漢口、濟南邊りが事變に依つて起つた復興資金として低利資金を借りて居りますが、其の成案を見ますと云ふと年限は大抵十五年それから金利は三歩と云ふやうなことになつて居ります。若斯の如き條件で借ることが出来るならば大變都合と思つて居りますが、さう云ふことは尚よく研究して決定することになりませんが、此の民間に於きましては差當り此の低利資金の貸下げを請願するか何うかと云ふことを一極めて頂き、それに依つて種々調査を遂げ、同時に損害の程度も尙充分に調査しなければなりませんし、之迄の政府へ請願の例等も調査しなければなりません、何れにしても外務省に請願するに就きましては、當地の總領事の御援助を仰がなければならぬことは申す迄もありませんから、更に總領事館にもよく御諒解を願ひまして然る可き方法、金額等と云ふことを極めたいと思つて居ります。又金額等は其の他の條件が極まる以前には何れ更に民會を開いて御相談する積りでありますから、今日は第一議案にありまして通り業務復興資金として政府から低利資金を借入れると云ふことを請願する方法並に借入額及び其の交渉をば今日選ばれる所の新行政委員に一任する、と云ふことに御相談を願ひたいと思つて居ります。此の方法や金額と云ふことに就ても色々考へては見たのですが、尙之は尙後充分調査を致して、さうした上で更に愈々決定する時はもう一度民會を開いて

(7)

皆さんに御相談致したいと思ひます。さう云ふことは議題に出で居りません共一寸附加へておきます。兎に角、低利資金を借ると云ふこと、其の方法金額と云ふやうなことは一應行政委員に一任して頂いて、愈々決定の時には更に民會を開くと云ふことに御承知願つて此の點を御審議願ひたいと思ひます。

○森川照太郎 上野さんに一寸伺ひますが、愈々決定と云ふのは、方法、借入額、交渉——例へば借りに之から出て行くことと云ふ話が極まつたと云ふことが愈々決定……

○行政委員會長(上野 譯君)

○森川照太郎 例へば上野委員がすつかり極まると云ふ其の時ですか

○行政委員會長(上野 譯君)

え、さうです。

○山田榮治君 一寸會長にお伺ひ致しますが、此の方法とか借入額、交渉と云ふことは新規に選ばれる行政委員に一任することになつて居りますが、現行政委員としては何か此の借入方法、額と云ふやうなことに就て大體の腹案でもございませうか。何れは上野委員とか、若しくは其の他の地方で借るとすれば其の地に向つて借入交渉委員を出さなければならぬが、さう云ふ人選に豫め腹案がございませうか。それから交渉なりに着手される時期は何時頃なされるのでせうか。一寸それを

○行政委員會長(上野 譯君)

(8)

未だ行政委員會に於きましては金額並に方法と云ふことに就ては決定して居りません。それからして人選も、之は此の次の行政委員會で極むべきものと思はれますから極まつて居りません時期に於きまして、御承知の通り時局も未だ極安定されたいと思はれない、内閣の方も御承知の通りあ、云ふ新しい内閣が出来て外務大臣も未だ決定して居られない際でありますから、愈々何時と云ふことは極まつて居りません、之は凡て次の行政委員會で決定することにして居ります。

○山田榮治君 之は私の希望であります、差當り此の居留民は困つて居りますので所謂推進主義を採つて頂いて勿論會長も更りになるかも知れませんが、次の行政委員會に於ては成るべく速く總領事館の方なり、政府の方との交渉を開始致し目的達成に努力願ひたいと思ひます。

○小宮山繁君 只今總領事からも、今回の事變に就きまして非常に重大問題である、天津未曾有の大事案であつたと云ふやうに纏々申されました。又行政委員會長の上野さんからも此の今次の事變が天津の一般居留民の精神的若しくは物質方面に重大なる影響を與へたと云はれたやうであります。それが爲めに今日臨時民會に依つて之が救済の資金を調達する案が提出されて居るのであります、斯の如き重大なる事變の物發に際しまして、豫め租界民の福祉、居留民の保護之等のことに對して相當責任負担をしなければならぬ、現行政委員會諸君が、此の事變直前直後に於きまして如何なる御處置を採られたか、其の點に就て大體のことをお伺ひしたいと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)

只今大變廣い範圍の御質問がありました、只今議題になつて居るのは低利資金貸下げに就て...

○小宮山察君

矢張り議事を進行するに必要上、豫め大體のことをお伺ひしやうと思つたのであり...

○行政委員長(上野 壽君)

若質問の方がござりましたら此の議事が二つありますからそれが済んだ後何うか。

○森川照太郎君

此の議題は行政委員会が非常に議題の名前を附けるのと、内容の説明とに苦しま...

(10)

(9)

められた天津事變はあの鐵砲轟きだと思はれますが、さう言ふと此の内容がそれだけに限局さ...

○行政委員長(上野 壽君)

結果救済金が千五百萬圓に達する見込みとなつたが、之等は今議會に追加豫算として計上提出...

○行政委員長(上野 壽君)

中々デリケートな問題に其だ説明にも困るのでありますが、結り此の最初の救済金調達と云ふ...

○行政委員長(上野 壽君)

違ひやうに思ふのですが、そこを行政委員会、會長に於て然るべくお變へになるお考はありま...

(12)

(11)

津浦線に於ては、津浦線に於ては、津浦線に於ては、津浦線に於ては、津浦線に於ては、津浦線に於ては...

(13)

響がありました。之は強ち當地に限らない、上海であれ濟南であれ青島であれ又漢口であれ等しく蒙つて居る所の影響であります。そこで事變に依ると云ふ文字は特に天津に限られた特殊の事件、大いに之を強調する意味になる、即ち當地に救済資金を貸して貰ふ特殊の理由、外かにはないのであります。それは金額が少いじやないかと云ふ露骨に言へばさう云ふ話であります。之は御承知の通り、今森川君が申された通り、當地は何だか小出しに容れられたやうな形は確かにあるの、それで何年と不景氣を續けて来たのであります。さう云ふことは特に何うも此の土地ばかりではありませんのでそれを表向きの理由とする譯には行かない、こゝで押立てる理由は何うしても事變と云ふことを第一の理由にしなければならぬ、其の結果事變と云ふ文字を入れたのであります。それから損害救済と云ふ文字が可笑いと云ふことですが、可笑ければ變へても宜しいと思ひますが、例へば損害があつた、それを救済するので大して可笑い文字じやないと思はれます。がそれから富成君の滿洲事變のお話がございましたが、之は單に救済金としてあつたので、果して救済の意味や或は救済資金として低利資金を貸すこととなるのやら此の點未だ分らないのであります。富成君にも昨日會つて聞いたが同氏も何も知つて居りません、だから強ち之を救済金として政府から運る金に解釋するのはチト早計じやないかと思ひます。

○森川照太君 議長と議員諸君にお願ひして置きますが、詰らないことを先程から申して居りますが一寸型の附く迄續けてやらして頂き度いと思ひますから之をお願ひして置きます。て之は

(14)

在滿邦人救済金と云ふことは救済のやうに感じられます、返して貰ふ貸下げと云ふ意味のものよりも其の方が確かじやないか、救済の意味だと思ひますがね。増進費と一緒に計上されるのでありますね。

○行政委員長(上野 壽君) イエ計上したのは違ふ

○森川照太君 滿洲在留邦人並に留人との損害救済其の他警察官の増進費支出に關し……あ、さうかなア……それで千五百萬圓、之だけ貸すのでせうか

○行政委員長(上野 壽君) それは斷言出来ません。

○森川照太君 それにしては少し多過ぎるなア、範圍が廣いから……天津も何だか出さうな氣がしますね。

○森川照太君 それにしても貸下げだけに限ると云ふのが何だか少し變に思ひますが、

○行政委員長(上野 壽君) 登壇
それは先日善後委員會でも随分色々議論されたことですが、善後委員會では「御參考迄に申上げますが」若出来れば救済金と云ふ意味の救済金にして貰ふ、それが出来なければ低利資金、今貴方のお考へのやうな議論になります。其の邊に就て、之は濟南には救済金と低利資金とを出されて居りますが、此の濟南事變の頃、其の時當地の總領事館の田尻領事は、外務事務官として其の事件の取扱ひをなされて濟南に行つてお取調べになつた御経験があるのであり

(15)

ます。其の經驗に依ると救済金と云ふものは、即ち實害實損のものではないと出ない、今度又大臣が更りますから變るかも知れませんが、從來はさう云ふやうになつて居つたので、當地は實損害はないじやないがあつても之は輕微なもので、寧ろ低利資金を借りて之を救済的の低利資金と云ふことにして成るべく寛大な條件で願つたら何うだらう、それがいなければ之と云ふことよりも寧ろ初めから低利資金の方が宜いじやないか、其の代り救済的の意味を有つて年限も充分長く、利率も極めて低利にして貰ふと云ふことを熱心にお願ひした方が却つて可能性がありはしまいかと云ふ考へから斯う云ふ風にして居ります。

○森川照太君 さうしますと貴方の御説明の通り、事實が証明する通り、實際の事變と云ふあの騒ぎでなければならぬと思ふが、正式には「天津事變」見做ス」と云ふ勅令だか省令だか出て居りますが、天津事變とは現狀を言ふのかも知れませんが、さうすると此のオリヂナルが非常に限局されて居ると思ひますね、あの騒ぎだけとなると大して實損害はない。

○行政委員長(上野 壽君) それで借らうと云ふのではない、業務復活だから可笑しくはないと思ふが

○森川照太君 實害實損のない天津在留邦人、又あつても極めて少いそれを救済する……

○行政委員長(上野 壽君) 實損害はないが、其の爲めに商賣が出来なくて當地の人が受けた打撃は甚大なるものがあります、而して商賣の出来ないやうな人、事業が繼續出来ない人、さう云ふものに業務復興の資金を貸すと云ふのでなく、業務復興の爲めの低利資金を貸して下さいと云ふのです。

(16)

○森川照太君 營業の救済の爲めに「損害救済」と云ふことは、少し事實に即して居ない文句だと思ひますね

○行政委員長(上野 壽君) 事變の爲め商賣が駄目になつた、其の損害と云ふのがさうすると貴方の趣意は、

○森川照太君 何うも文句が變です、實際の事情から言へば、私の趣意は少し變なことになるのですが、私は此の事變の爲めに直ぐ様貸付いて金を貰ひに行かうと云ふやうな考へはない、此の天津の居留民の歴史を見れば分りますが、水災或は排日、内亂殆んど十數年、ない年も一年か二年位あつたかも知れないが其の迷惑は重なり重なり居るから、支那の他の地方に比べて如何に損害の大であるか、之等に依つて濟し弱しに如何に大きな損害を蒙つて居るか云ふことが始終私の頭にある、従つて日本人の發展と云ふものは停頓して振はない、お互に發展して居ないと云ふことを私は何時も考へ、若何等か政府に救済の方法を講ずると云ふ新計劃でもあれば、寧ろ此の點に興味がありはしまいか、一發難砲の音がしたから直ぐ飛んで行つた之だけ何うも面白くない、さう云ふ考へだから、要するに私の考へては若も諸君が貰ひに行つても宜いと云ふお考へがあつたら、もつと範圍を廣くしてしまつて、無駄だとしても「事變ニヨル」と云ふやうな限局された文句を取つてしまひ、「天津在留邦人窮境救済ノタメ資金ヲ調達スルコト」に變へちまふ、さうすれば業務復活資金として借りることにもなる、さうすると議案も「救済資金調達ノ件」としてしまつて、中實は「窮境救済ノタメ資金ヲ調達スルコト」とそれから「前記ニ關スル方法ハ行政委員會ニ任スルコト」として、極めて漠然たる廣い意

味のものにしてしまつたらと思ひます、そして内容は行政委員にお委せする。政府に、今限り
に此の儘で私か上京委員を頼まればはしませんが(笑聲)——頼まれたとしても、携けて
行く條件が之じやありませんよ、使ひに行つても使ひの仕様がなくなりはない、此の儘で
は「諸君一体何う云ふ——」と之であります」と斯う言つた時に、振舞ひ上げた文句だから前
後首尾一貫して居ない、私か外務大臣だつたらは變だねと貸す氣にならないかも知れません
よ、(笑聲)

○理事(中島徳次君)
森川君の御説は少し間違つて居はしなかつと思ひます

○森川照太郎君、さうかも知れません

○理事(中島徳次君)
實害實損と云ふことは掠奪を受けたとか、家屋が毀されたとか人が殺されたとかさう云ふもの
か實害實損と云ふので、こゝで所謂損害と云ふものは、此の事變に依つて受けた經濟的の損害
斯う云へば差支へないと思ひます、當地では實損害は實に少い、救恤金とか救済金と云ふもの
は主として實損害に依つて居る、今日救済資金の出で居りますのは長江沿岸でありま
すが、例へば歸國者の旅費、一二月の手當極僅かなものであります。濟南の如きものでも實
損害を調べて掠奪を受けたとか、一人死んだら五千兩と云ふやうなもので十萬兩程出で居る
と云ふやうに外務省の御方針を承りました、さう云ふ實損害ある場合は救済金を出すけれど共
さうでない場合は、例へば此の日貨排斥と云ふやうなことは一般的に支那各地に於て起つて居

(17)

るので必ずしも天津の日本租界のみ損して居るのではない、さうなると雖しい、寧ろ此の場合天
津事變に依る一般の經濟的の損害を救済して頂きたい、之は只貴方のじやない、救済の意味に
於て低利資金を拜借したい、と云ふやうに筋の通つたやうに思ひます。森川君は反日のやう
な影響迄包めて此の際政府から借りやうと云ふ議論であります、それは一般論でいいけ
寧ろ天津事變に限つて借りた方が宜い、さう云ふ點を考へればそんな議論は出ないと思ひます
○森川照太郎君、所か出るのです、今の肝心な問題はそこです、此の文面通りにしてしまふと、事
變に依る天津在留邦人の實損害無之候、あつても極はめて輕微にて候、其の影響廣り候、救
済被爲下度候(笑聲)それですから……

○行政委員會長(上野 壽君)
今中島君の言はれたやうに、此の損害と云ふものは語り實損害以外の商賣が出来なかつた此
の經濟上の損害と云ふ廣い意味になる、今貴方の仰つた實損害無之候よりは、それよりは
すつと廣い意味に解釋して、

○森川照太郎君、それで影響を蒙つたと云ふのですね、實損害無之候、あつても極はめて輕微に
て候、之に依り蒙りたる影響極はめて大にて候、御救ひ被下度候(笑聲)斯うせう。その
影響があつたから救つて呉れ、事件で損はなかつたが、その影響が救つて呉れ、之じや少
し話か通り悪くと思ひます。諸君は他の地方にも同じことがあるから天津だけの事變でと云
ふが、他の地方の言はないのは向ふの方の富の程度が進ぶか、考へが違ふので、と云ふことは
天津は之だけの問題じやない、之だけ頼むのじやない、色々なことに依つて損を蒙つて居るの

(18)

てすから救つて呉れと言ふのが、何つちかと云ふと話の筋であると思ふが
○行政委員會長(上野 壽君)
度々申しますが、今のお話の中の影響とは十一月一ヶ月かと云ふと決してさうでない、今日も
商賣は一つも出来て居りません、來月は若止前後になりますから之も商賣は出来ません、そん
なに簡單な譯に行きません。

○森川照太郎君、舊正で商賣の出来ないと云ふことは毎年同じことだから理由にはなりません。今
一寸も商賣がないと仰言いましたが、何かで見るも、案外取締りが鋭い爲め多少商品が動く
と云ふ新聞記事だかありましたが、間違つて居るかも知れませんが、斯う云ふやうなこと
が外務當局の目に觸れて居るとすると、政府は天津の實害は大したものではないに借りに来た如
く思はれる、天津民間の名譽に關することであるが故に出来るだけ工合の宜いやうに實際の
實情に即して居れば一番救けを受くるとしても都合が宜い、若本當に低利資金を借りやうと考
へられるなら、もつと廣い意味で實狀に即した話をされるのが宜いと思ふが何うですか、廣
い意味にする方が宜いと思つて斯う云ふ議論を費して居る譯であります、さうでない、今上
野さんは將來に長く及ぶと云ふことを問題になられたましたが、それで低利資金を借りて來て業
務復活の資金としやうと云ふ、之だけじや外務省は承知しないと思ひます。それよりは少し骨
は折れるが一生懸命に天津と云ふ、殊に天津在留邦人の過去の歴史をよく説いたら、若外務當局
が頭の悪い人じやいかんが解つた人なら幾許かでも出して呉れるだらう。それが之だけのもの
だとそれは私に難しいと思ふ、不景氣の影響と一緒に一緒にお考へる説明は貴方が上京委員になつ

(19)

て私か外務次官でもお断りします。(笑聲)されと思ひますよ。他に有る無いは私は一寸も
構はないと思ふそれだから、問題を約めて言へば、其の前に中島君にお答するが、實害實損の
講義はさうでせう、語り掠奪とか人命の損傷家屋の破壊と云ふことは實害だらうが、今仰有る
やうなことは當座まらん、寧ろ損失と云ふやうな感じになつて害と云ふ文字を當座めるの
は少し不穩當になつて來る、まアそんな字句の證案は入らないが、語りは廣い意味にして、原
因を廣い意味にして、そして貴方にも借りるにも事情と云ふものに即して居れば大臣にしたつ
て低利資金を貸下げることも義理にもするが、若それにするならば其の原因を何にするかと
云ふことが先づ問題になります、漠然たる問題にして、廣い意味、廣い方法さう云ふことに
して、常に事變のみでなくもつと前に遇つた議論としては何うかと思ひます。

○理事(中島徳次君)
色々御意見を伺ひましたが、特に常識に富める森川君の説としては甚だ妙に感じられますが、
此の事變は日本新聞、貴方は新聞屋で尙更御存じであります、天津の騒ぎは天津に於ける吾
々の知る以上のショックを與へて居るので、此の機會、此の事變を基礎として行くと云ふこと
が一番早い、一般的の排日なんかは今説明申した如く、現在の赤字内閣では聞かない。寧ろ
此の際事變を高調して行く方が、金を借りるにも又貴方にも親が死んだからと云ふ時の方が幾
許らか金も借り安い、不斷のべつ斯うだとすると申さなければいけません。一般の反日と云
ふことで、外がやらずとも、こゝでやつて宜いじやないかと仰有るが、支那と云ふ所に一面に
瀕憂して居る反日と云ふものを理由とするよりも、寧ろ事變を基礎にしたら宜からう。差當り

(20)

(21)

の事變の影響に依る損害を確實な數で出して斯う云ふ風だと云ふ方が借易いだらう、斯う云ふ意味で行政委員會は此の案を出したので、行政委員會としては此の案を提出した所以は、成るべく意味の徹底し易いやうに、目的の達成し易いやうに作つたのであります。

○森川照太郎 常識ある中島君から異なことを伺ひましたが、吾々の相手にするものは田舎の爺婆じやないことは分つて居る、天津の事變が何んなものか知つて居る外務省の官吏を相手にして、天津事變は大變だ金を貸して呉れ、田舎の爺や婆に對するやうな積りじや、相手が外務省の官吏で事の真相を知つて居る以上は今の御難解じやないね。

○植前 香君 私も此の案に對して一種の疑惑を有つて居る。大體、方々からも將來ボツ／＼、請願も出ると思ひますが、各地の様子を聞きますと實際に家が何うかされた商賣が何うかされたとか、上海では紡績會社、其の他の會社工場も非常に大きな打撃を蒙つて居る、斯う云ふことは何に原因するかと言ふことを考へて見れば、之は明かに排日の結果であります。て僅かに、天津が理由附けるものがあるればそれは天津事變であります。然るに此の事變たるや何等實害を蒙つて居ない、斯る場合何と言ふ風に區別するか、成る程事變はありましたが之は政府直接責任を負ふべきものでない、又排日にしても之も責任はないのである、斯うして見ますと、其の原因の如何に不拘、原因は何であつても各地の在留民の困つて居るのは同じこと、思ひますから、従つて將來方々から請願も出たらう又やつて来た場合相當の額に上ると思ひます。斯うなつた場合折角借れる案も借れなくなりはないか、只今原因が事變であると云ふこととありますが、事變其のものから受けた直接の打撃と言ふことは今迄極はめて僅少で

(22)

ある、天津の僅か日本租界の影響等を調べて特に原因附けて請願する理由はなからうと思ひます。大きく範圍を廣げては各地との振合の上出来ないと知れませんが、又天津事變を理由とすることは實害がない、ここに大きなギャップがあると思ひます、矛盾がある、無理がある、此の邊の所を除く程よく考へないと、折角請願委員を出しても或は無爲になりはしないかと私は思ひます。私も森川君の御質問に對して一種の興味を感ずるものであります。

○殿治郎 先程から森川君の御質問を聞いて居りますが、私も其のことに對して御質問しやうと思つて居た点であります。大體に於て行政委員會の御意向が少しも分らないやうに思はれるのであります。後日の爲め明瞭にお伺ひしておきます。事變に依らないやうに親が死んだから丁度宜い機會だから之を表看板に金を借るのか、其の他排日の影響で救済資金を借る御意志ですか。森川君の意見と私は意見が多少違ふのであります。大體事變の爲めに取引がなければ損害は相當に大きい、其の前にある排日の爲めの損害も相當大きくあるのではありません。其の根本原因の如何に拘らず損害が高ければ外務省としても必ず御同意になるだらうと思ひます。それで行政委員會は事變だけの救済資金を、低利資金を借られる積りですか、又は排日其の他事變に依る救済資金を借るのか、以後日づく話の出来るやうな爲め事變と言ふ名前を使ふのか、此の点判然と行政委員會の意見を伺ひたいのであります。

○行政委員會長(上野 壽君) 最前から申します通り排日と言ふことを標榜することは、之は單に天津だけではありませんから排日のことをこゝで提唱するのは難しいと思ひます。事變に就て起つたことと事變以後の

(23)

こととない、其の以前のことは餘所にもあること、特に天津だけと言ふこととありませんから到底目的を達する所以でなからう、寧ろ事變に依つて生じた損害を計上して、それだけの趣旨を必ず徹底する方が宜からうと言ふのが行政委員會の主意です。

○殿治郎 中島君の言はれたこと、同様であります。中島君は理事ですから相手にはなりません、管重は致しますが、結局は事變だけに困つて起つた損害と云ふだけの問題で、實際に就てはお願ひしない、お願ひしたら事件が一番重いと云ふやうに思ひます、それからもう一つお伺ひしますのは、業務復興資金と言ふのですが、之は營業者と云ふ意味ですか、營業とは即ち商賣して居る人だけの意味ですか、商賣人以外のお困りの人もある、業務と云ふことは俸給取り又は無職の人でも、營業して居る人だけと云ふ意味ですか。

○行政委員會長(上野 壽君) 先づ營業者の積りてあります。營業して居る者、サラリーマン、俸給者も實害があれば無論請求することが出来ませんが業務復活の爲めとある以上は俸給を取つて居る人は含んで居ないのです。實害のあるものは如何なる人と雖請求出来るのであります。

○森川照太郎 それじや私は此の案に反對します。商賣人だけの救済なら、さう云ふ譯じやないと思ひます、第一業務復活とは營業復活の爲めばかりじやない、サラリーマンには影響ないと云ふ御意見であります、サラリーマンも此の爲めには影響を蒙つて居るものもある、だから一般に廣い意味に解釋して宜いじやないか、商賣人の營業の復活資金、それだけに限られて居るならば不都合です。

(24)

○行政委員會長(上野 壽君) 商賣人と言つたのじやなく、ナンと言ふのですか業務と云ふのだから例へば醫師であるとかさう云ふ……

○森川照太郎 サラリーマンも含んで宜いじやないか、月給を拂へないで居るものもある。

○行政委員會長(上野 壽君) それは業務者の方から請求する、業務を休んだと云ふ如きで其の業務者の方から請求して、それに支拂つて貰う。

○森川照太郎 主人が取つて使つて居る奴にはやらない(笑聲)やはりサラリーマンも救つてやる廣い意味と云ふことになすつておいた方が民間としても宜いじやないでせうか、私は其の方が宜いと思ふが、民間は商業會議所じやないんです、何時も商業會議所と一緒に考へられますが、さう云ふことなので私は非常に問題にして要求を入れて居るのです、それは此の民會の組織から言つても、サラリーマンだつて矢張り之を思つて居ります、其の苦んで居る人のあるのにそれは使つては行けない、そんなのなら商業會議所であるが宜い矢張り廣い意味に、廣く解釋したら宜いじやないか。

○勝田重直君 森川氏の説がありました、私も其の大體のお説に對しては賛意を表するものがあります。單に事變に依るとありますが、吾々は排日其の他に依つて随分損失を蒙つて居る、貴方の説の事變に依つて吾々が困難に陥つたと云ふこと、同じ様に常に、直ぐに考へられる筈ではないかと思ひます。それで私は率直に、議論板にして議案に對して「事變其他ニヨル」と

斯う直して頂きたいと思ひます。天津在留邦人の損害救済と云ふことは、損害が損失ならば字句上にも變てありませんが、損害なら損害補償でありまして「損害補償並ニ救済」と直して頂ければ全部意味も徹底すると思ひます。修正案を提出するには時期が早いとも知れませんが簡明に、分り易く申上げるに過ぎません、何うぞ御賛成を願ひます。

○森川照太郎 私は事變のみに限ることは何うしてもいけないと思ふ、上野さんは之から、事變から惹き起る此の後の影響を事變と云ふこと理由、そんなことやうだが、なにか排日はいけない、他の地方でもあるものだから余り利目が無いと仰るが、私は両方を認めた方が宜い事變だけで言つて見れば之は軽いで、上野さんは今事變からの影響を知らないのだと云ふやうに仰るが、之は私にはよく知らない、余り認めませんから知りません。事變だけでは通りが悪いと思ふ、斯うなると此の案の根本が怪しいものになつて来るが、私は本来から言へば不幸なる天津在留邦人と云ふものには政府がチャットは何うかして呉れても宜いと私は考へるの第一居留地の經營から見ても居留民は今日其の負担に喘いで居る、借金の整理、返せ、と云ふ外務省は眞に間違つて居ると思ふ、吾々は乞食根性じやないが、寧ろ政府が何うかしようと思ふのが居留地經營の外務省の過失に對する損害補償として私は権利があると思ひます。さう思つて居るので私は乞食染みた案に何時も賛成する所なのであります。單に事變と言ふこととてなく他にあつても宜いじやないか、例へば事變じや六分の他打しがないが十分あれば救つてやると云ふことならば、排日を六分事變を六分に十二分に理由が立つ、事變だけじや借る資格がないかも知れません。實際實狀に即して居れば或は救済金を呉れるかも知れない、それが悪ければお貸下さること、思ふ、單に事變のみにしてしまつては一文も政府は出して呉れなければ貸しても呉れないと思ひますよ、勝田君からも修正案が出て居るから、私も修正案を讀上げます。極はめて漠然たることにして、議題は「救済資金調達ノ件」として

一、天津在留邦人窮境救済ノタメ資金ヲ調達スルコト
一、前記救済資金調達スベキ金額及ビ方法ハ行政委員会ニ一任スルコト
と云ふことにしたら宜いと思ひます。それから勝田君のお説を入れて、事變其他ノタメ救済資金」さうすると非常に宜いと思ふが

○議長(牧 尙一君) 何れ第二讀會に入つてやりますから、こゝでは全體を引包るめて金を借り、貸して呉れと云ふことには御賛成なんですか

○森川照太郎 貰へるならば買つて来る………
○議長(牧 尙一君) 原案を引續返すのでないから第二讀會に入つても宜いてせうか、此の案を採用すると云ふことだけを決定しますが

(「異議ナシ」と呼ぶものあり)
○森川照太郎 此の問題を議題とすることには異議ありません
○議長(牧 尙一君) 御質問ございませんか

○殿治郎 先程上野會長からの御説明にありました時局の善後會と云ふものが新聞紙上で伺ひましたが解散になつたさうですが、多分それは新聞に出て居ります通り民間の行政委員、財團の理事が更迭になるからお止めになつたのでせうか、さう云ふ意味でせうか

○行政委員長(上野 壽君) あれはこゝの行政委員と理事が變りますし、一應解散した方が宜からう、又必要があつたならば新しい方がやられるだらうかと云ふので一應解散したのであります
○殿治郎 多分上野さんも再び會長になられると思ひますが、あの會は性質上各方面の人を網羅することが必要であつて、別に解散しないでも更迭しない人があるから置いて置いて構はない、解散されたことは間違つて居るやうであります。あの會は是非必要でありますから今後行政委員に於ても是非繼續してやられ、種々意見を求められて舉民一致してやられんことを私は民會議員として希望致します
○森川照太郎 私は民會議員として反對申します
○議長(牧 尙一君) 質問ありませんやうですから討論終決として之より第二讀會に入ります
○森川照太郎 私は斯う云ふ風に修正したいと思ひます
救済資金調達ノ件
勝田君の御意見を承りました

一、事變其他ノタメ天津在留邦人ノ窮境ニ陥レルヲ救済スルタメ救済資金ヲ調達スルコト
○議長(牧 尙一君) もう一遍仰つて下さい
○殿治郎 もう一遍仰つて下さい
○森川照太郎 一、事變其他ノタメ天津在留邦人ノ窮境ニ陥レルヲ救済スルタメ救済資金ヲ調達スルコト
○議長(牧 尙一君) 初めの標題ですか

○森川照太郎 議題は「救済資金調達ノ件」です、それから
一、前記救済資金調達スベキ金額及ビ方法ハ行政委員会ニ一任スルコト
方法と云ふことは交渉も入るから別に交渉と云ふことを書かないで宜いだらうと思ふ
○議長(牧 尙一君)

森川さん今の宜ろしいですか
○森川照太郎 今のをもう一遍訂正致します「事變其他ノタメ惹起セラレタル」發生シタルも可笑いな「天津在留邦人ノ窮境救済ノタメ救済資金ヲ調達スルコト」斯う云ふ風に改正します
○行政委員長(上野 壽君) 事變其他の爲めと云ふは只今修正が出て居りますが、一寸之に就て私の意見を申し上げたいと思ひます。其の他の爲めと云ふことは随分廣い範圍で何所迄行く所のものか分らないので、私は此

(29)

の際も之を此の儘外務省へ持つて行く譯じやありませんが、此の低利資金を借りる理由として事變其の他の爲めと云ふやうな廣い範圍で書いておくのは非常に不利と私は思ふのであります、最前から繰返して申します通り天津事件の爲めに天津は非常に打撃を蒙つて居ると云ふことは、之は外務省を始め内地の人の等しく認めて居る所であります。何うしても事變の爲め、事變に依ると云ふことを標榜するのがやはり一つの事を成すのに一番宜い方法だと思ひます。なにも政略を用ひる必要はないが、純理論から申しますれば仰る通りです。理由と云ふものは特殊なる、特別な理由があつて始めて人の注意を得るのであつて、天津事變があつた其の影響がある、之をば他の地方とは違ふと云ふ所に低利資金を請願する重大なる理由があるのではありませんから、廣い意味にしては、外かにも色々事情があつて同じく困つて居る所もあるやうな次第であります、天津だけではないのでありますから斯う云ふ廣い意味では不利だと思ひます。此の點よく一つ議員諸君に於て御考慮願ひたいのであります。

○山田榮治君 私は此の原案を支持したいと思ひます。上野會長の仰る通り實際の問題は今日排日其の他の爲め非常に打撃を蒙つて、更に今度の事變ですつかり參つてしまつたのであります、事變と云ふことを會長の仰る通り、之を主たる理由として借りる方が此の金を借りる上に於て非常に力強くないかと思ひます。只私が修正したいと思ふ所は「政府ヨリ低利資金貸下ノ請願ヲナスコト」此の政府一つに限ることはないと思ひます。要するに「業務復活資金トシテ低利資金ヲ調達スルコト」にして、大體に於て原案をもちまして後だけ政府に局限せず何所からでも調達出来るやうに修正したいと思ひます。

(30)

○議長(牧 尙一君) 外かに修正の御意見はございませんか

○勝田重直君 私も修正案に關して、今修正案は構ひませんが、第二讀會に入つて居りますか

○議長(牧 尙一君) 入つて居ります。

○勝田重直君 先程第一讀會で申上げたやうに「事變其他ニヨル」と云ふことは、今度の事變を主とし其の他は色々な排日を主とするものでありますから、事變と云ふこととて借入れをなすと云ふことは勿論のことでありまして、それがあつたからと云つて左程事變の意味が和ぐ、損害がなくぬると云ふ程度のものではありせんから、之はやはり事變を主とし其の他に依るとした方が我々の本當の心を現はすことが出来、根本的に言つても本當の原因を見極はめてこそ一つの理由ともならうと思ひます。それで其の他と云ふ文字を入れることを主張致します、さうして損害でありますからして之に對する補償、即ち「損害補償並ニ救済」斯うして頂けば字句上にも誤りのないものが出来上らうと思ひます、吾々の觀念に即してしまつて誤りのないものぢやないかと思ふのであります。今迄私の聞て居りました皆さんの御議論に於きましても、矢張り其の意味ぢやないかと思はれるのでありますから、何うか此の修正案を可決せられんことを希望致します。

○議長(牧 尙一君) 森川さん、もう一讀會方の標題は「救済資金調達ノ件」さうですか、それから「事變其他」

(31)

「惹起」惹起は取るのですか取らないのですか、

○森川照太郎君 入れておくのです

○議長(牧 尙一君) 一、事變其他ノタメ惹起セラレタル天津居留邦人ノ窮境救済ノタメ資金ヲ調達スルコト

一、前記調達ニ關スル金額及方法ハ行政委員會ニ一任スルコト

斯うですか

○森川照太郎君 さうです

○議長(牧 尙一君) 森川さんの只今の修正動議に對して定規の賛成者がありますか

○森川照太郎君 私は知りません一賛成者はありませんか、あつたら起立して下さい

○議長(牧 尙一君) 賛成者は御起立願ひます一ありませんね

○森川照太郎君 じゃ不成立です

○植前香君 私は原案支持、深い理由はありませんが、私は此案に對して非常に細かい感じを有つて居るのであります、まあ悲觀説であります、先程申しましたやうに天津には特に事變と云ふ原因がありました、實狀に於ては天津より以上に困つて居る所があるかも知れません、斯う云ふことを考へて見た時に、何つちにしても非常に難しく骨の折れる仕事であると思ひます、別にさう云ふ理由を附けても附けないでも出来るものは出来、出来ないものは出来ない、

(32)

又出来なくて宜いと思ひます。そして私は序でに皆さんに御希望を願つておきますが、内地の事情其の他を考へると云ふとは可成り骨の折れることだと思ひます、従つて今後の行政委員或は請願委員は非常に骨が折れて、或は其の骨折りに報ひられないこともあるだらうと思ひます、其の點に就て行政委員、民會議員諸君に、大きな期待を有つては或はそれに添はないことあると思ひます、此の點を考へておくことを皆さんに希望しておきます。

○議長(牧 尙一君) 山田さん勝田さんにお諮り致します、何か字句の修正がありましたね、山田さんの「政府ヨリ」と云ふことを取るのですか、勝田さんの

○勝田重直君 「損害補償並ニ救済」一寸多過ると思ひますが、「損害救済」じや字句上變じやないかと思ひます、原案提出者の方から何とか

○理事(中島徳次君) 一寸勝田さんにお尋ねしますが、只今の損害の下の方に直接に低利資金借入と云ふことを入れるのですか

○勝田重直君 入れます

○理事(中島徳次君) さうすると貴方のお説で行きますと、損害を補償して貰ふ、損害補償の金は誰が返すのですか、只やつてしまつて、借りて来た損害補償低利資金を返すに非常に困る、貴方の御意見を通すなら後修正して頂かなければならぬと思ふ、又損害があつたから、あるからと言つてそれで

必ずしも補償して呉れん場合もある、補償の進みだければ救済と云ふことになる、損害を救済するて大して可笑くないじやないか

○勝田重直君 矢張り後の文句も訂正しなければならぬと思ひます、けれども損害は補償されたからと云つて直ちにそれは返つて来ない、斯う云ふ意味にとるのならば、救済も亦返つて来ないと思ひます。ですから訂正はしなければならぬと思ひますが、私の言ふ意味は救済し放し或は補償し放しと云ふやうな意味を申上げたものではありませぬ。

○理事(中島徳次君) 分りました

○佐々木敏丸君 私は此の議案に賛成なんです、字句の一字や二字修正して外務省に持つて行つたつて貰へん時は何うしたつて駄目ですから、此の字が多くなつた少くなつたと云ふことは私は問題ないと思ひますから原案に賛成致します。

○勝田重直君 修正案に就ては、運動者にして「事變其他ニヨル」と云ふ字句に對して一應懸念が起きはしないかと思ひますが、「其他」の文句を入れると入れないと依つては、運動して呉れるもの、態度の上から、説明の仕方からして既に根本組織に於て異つて来はしないかと思ひます。單に「其他」だけに過ぎないけれ共私は根本組織に於て意志を合致しなければならぬと思ひます。此の點に就て皆さんの御協議なさる必要があると思ひます。(賛成)

○佐々木敏丸君 今度の上京して頂く人をお願ひするに、そんな位の額を有つて居らんやうな認識不足と云ふか(「新しいぞ」と呼ぶものあり)そんな人はないと思ひます。そんな必要はありません

○勝田重直君 さう解釋して頂くなら宜いと思ひます

○松本京作君 私は「事變其他ニヨル」と云ふ如き漠然たる言葉を入れるには反對であります、事變と云ふことは、事變は一種の排日から起つたものでありまして、事變の損害を説明することとは排日等起つた損害の全体ではないかと思ひます。故に「事變ニヨル」と云ふこととて充分であると思ひます。勝田議員は損害の救済と云ふやうに文字をくつ附けて解釋しますがそれは間違ひで、私の考へては字句を明確に言へば、「在留邦人ノ損害及救済ノため」と解釋される。損害の爲め復活資金を、又救済としても買ふと云ふのであります。次に「政府ヨリ」と云ふのであります、之は山田議員のお説の通りで政府に限らず第一に政府に當つて見ると云ふこととて、之は削除した方が宜いと思ひます。

○議長(牧一君)

勝田さんにお諮り致します、如何ですか要するに上京委員が貴方の趣旨を含んで頂ければ宜いと思ふのですが、それから山田さんの「政府」と云ふことを抜きにすると云ふのですが、政府から貸して貰う、大體に借りると云ふことに就ては、調達することに就ては御異議はないのであります、動議を出しますか

○山田榮治君 原案としていけません、原案は「政府ヨリ」と云ふことになつて居ります、他から調達する場合は又民衆の協賛を經なければなりませんから、之は政府とせず單に「業

務復活資金ヲ調達スルコト」と云ふことと

○議長(牧一君) それに就ては皆さんに動議成立の可否を問はなければならぬと思ひますから

○山田榮治君 修正動議を出します

一、事變ニヨル天津在留邦人ノ損害救済ノため業務復活資金ヲ調達スルコト

後此の儘で

○議長(牧一君) 山田さんの修正案に賛成者はございませぬか、賛成の方は御起立願ひます(起立者少数)

○議長(牧一君) さうすると不成立になります。それから皆さんにお諮り致します、第三讀會は本當ならば翌日になります、會期が本日一日でありますから第三讀會に入りますがそれで宜いですか

(異議なし)

○議長(牧一君) 御異議がございませぬやうですから之から三讀會に入ります。全體に就て可否をとりたいと思ひます、原案に御賛成の方は御起立願ひます

満場 起立

○議長(牧一君) 全會一致可決確定となりました(拍手)それは十分間休息に致します。(午後三時十分休憩)

午後三時二十分再開

○議長(牧一君) 引續いて日程第二

警備費國庫補助請願ノ件

○行政委員長(上野 壽君) 登壇

警備費國庫補助請願の件ですが、御承知の通り此の警備費といふものは随分多額の金額に上つて居ります、本年は經常、臨時を寄せると十一萬一千八百三十七兩といふ金額が計上されて居ります。之は、類似の金額でありまして昨年も十萬四千八百四十兩、昭和四年度は十一萬九千五百八十兩、こう云ふ金額になつて居ります、尙先年、昭和二年でありましたが一度國庫補助を請願したことが御座いますが、其の當時は許可になりませんでした。御承知の通り本年の事件に付きますと、民間の収入にも多大の影響を受くるので、來年の豫算を計上するに當りまして中々容易ならんこと、思ふのです、勿論民間自身としては充分に緊縮をして、さうして豫算のバランスを取らなくちやならぬのですが、此の警備費を願へれば外務本省に補助をして頂きたい、必らずしも全額のこととは出来なからぬかも知れませんが兎に角國庫補助をもう一應請願して見たらと云ふのが行政委員の意志であります。

前年漢口にさう云ふ事例がありまして、一應は許可になつたやうでありましたが其の後又取り消されて今日國庫補助は無いのださうです。之も甚だ容易ならん事と思ひますが、當民間の

(37) (38)

財政を考へる時はどうしても補助を願はなければ來年の豫算が甚だ心細いのでありまして、果して成功するや否や判りませんが、我々は是非此の度は御聽許を得る意氣を以てもう一度請願をしたいと思ひます。

どうか皆さんの御賛成を願ひます。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○森川照太君 議會省略可決確定として頂きたい。

(「異議あり」と呼ぶものあり)

○山田榮治君 私には異議がありません。此の案には異議はありませんが、國庫補助を寧ろ國庫負擔として頂きたい。

○行政委員長(上野 謙君)

それは全部乃至一部と云ふことに御承知願つておいて、成る丈全部願ひたいが若し出来なければ一部と云ふこととして其の點をお含み下さつて御賛成を願ひたいと思ひます。

○議長(牧 尙一君)

異議はありませんか、(「異議なし」)異議がないやうですから議會省略可決確定と致して如何とせう。(賛成拍手)

○議長(牧 尙一君)

それは議會省略可決確定と致します。引續きまして第三行政委員選舉に移ります。

○小宮山繁君 先刻行政委員長とお約束致しました。質問に會長からお答を伺ふ管てあります

が、
○議長(牧 尙一君) 小宮山さんに申し上げますが、貴下の御質問は議題外のやうに思ひますからお差控えを願ひたいと思ひます。

○小宮山繁君 併し先刻……

○議長(牧 尙一君) 發言を許しません、第三行政委員選舉。監督官から立會人の御指名をお願いします。

○議長(牧 尙一君)

只今總領事から行政委員選舉、豫備行政委員選舉、會計検査委員選舉に關する選舉立會人の御指圖がございましたから私から代つて申し上げます。佐々木敏丸君、武田守信君此の兩君が立會人にどうぞ。

○森川照太君 出席者は何名ですか。

○議長(牧 尙一君)

只今御出席の民會議員五十五名、それから毎年の事ですから申す迄ありませんが、行政委員選舉は無記名單記投票でありますから左様御承知願ひます。

それから重ねて御注意願ひますが、一度に投票所へ寄りますと混雜致しますから此方の方から順次にお願ひ致します。

立會人の方は一つ恐れ入りますが函の中を御検査願ひます。(此の間投票) (開票) 投票の

(39) (40)

數と名刺の數が合致致しましたから之から採点致します。(此の間採点) 投票の結果を御報告致します。

六票	岸田菊郎君
六票	銀治一郎君
五票	岡本久雄君
五票	郡茂行君
五票	上野壽君
五票	植松眞經君
五票	遠山猛雄君
四票	平井久一君
四票	植松眞經君
四票	金山喜八郎君
三票	石川通君
三票	金山喜八郎君

さうしますと金山喜八郎君が御當選であります。(拍手)

○議長(牧 尙一君)

今度は日程第四豫備行政委員選舉を致します。(此の間投票) 名刺の數と投票の數が合致致しましたから採点致します。(此の間採点) 投票の結果を御報告致します。

二票	石川通君
二票	葉補一票
一六票	鷺田小治君
一五票	山田榮治君
一一票	龜澤省朝君
一一票	赤山今朝治君
一	田中鶴太郎君
二九票	山内令三郎君
一五票	小宮山繁君
四票	武内進三君

赤山さんまでは御當選でございます、田中さんの一票は無効でありますからもう一人不足でございますから、一人に就て投票をお願いします。(此の間投票) 名刺の數と投票の數が合致致しましたから採点致します。(此の間採点) 投票の結果を御報告致します。

(42)

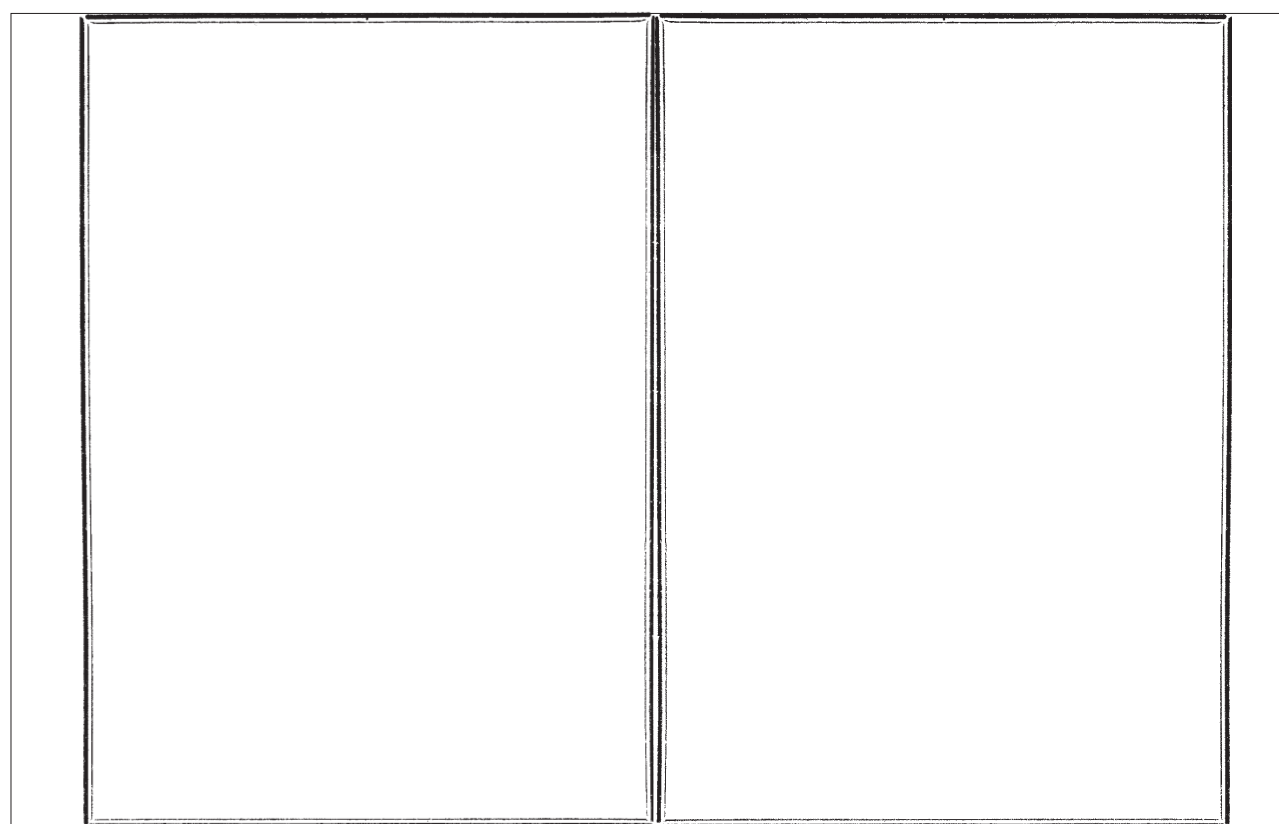
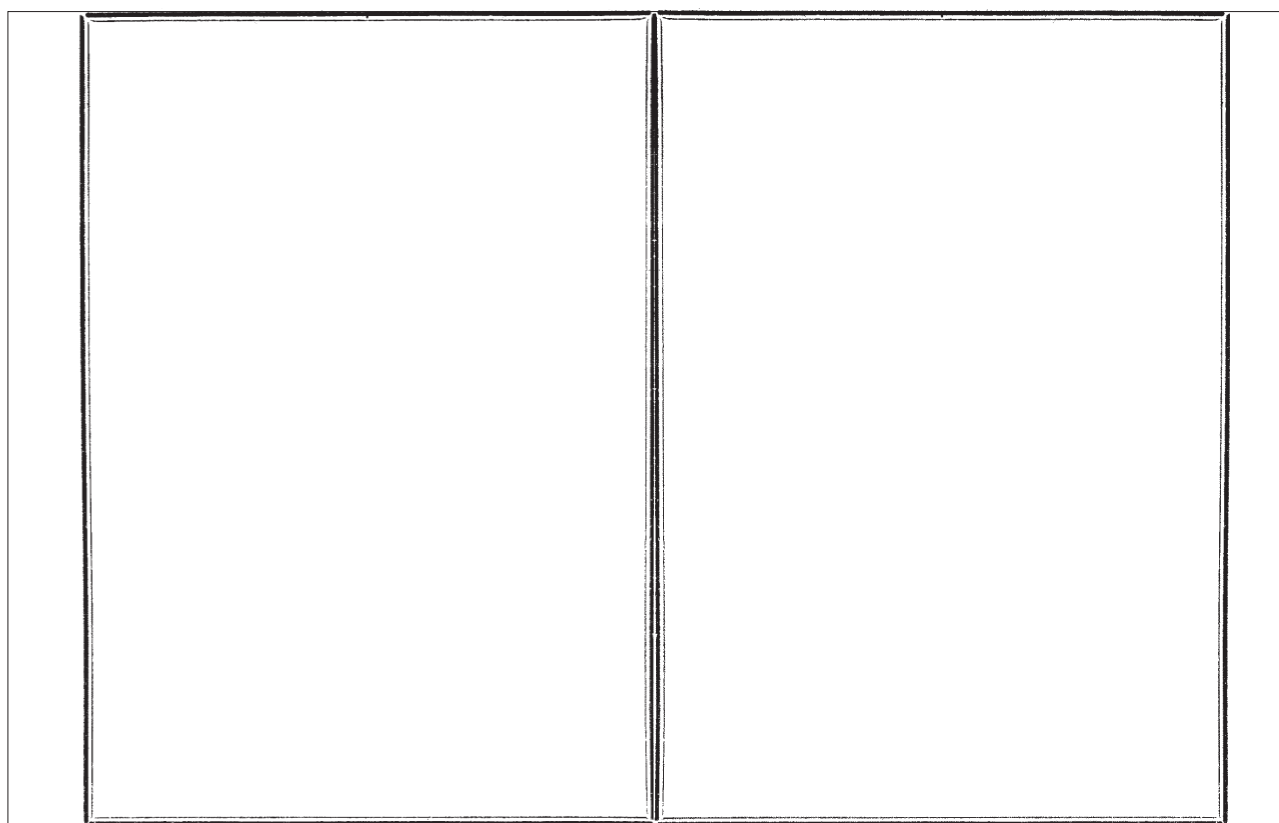
(44)

<p>さうしますと三名でございますから</p> <p>藤 平 正 男 君 武 内 進 三 君 副 田 重 次 郎 君</p> <p>以上の方が御當選でございます。(拍手)</p> <p>○森川照太君 私は緊急動議として一つの決議をして頂きたいと思ひます。それは此の度の事變に當りまして總領事官兼島總領事が此の難局に際して非常なる苦心をされた事は多少消息を通じて居る方には申上げる迄も無くよくお判りになること、思ひます。私は其の苦心勞苦が尋常官吏として、職務上の責任義務に對する以上のものがあつたらうと思ふことを痛感せざるを得ないのであります。</p> <p>此の意味に於きまして私は其の勞苦に對して當民會が普通の形式以上の眞摯なる感情を以て謝意を表明したいと思ひます。尙田尻領事、後藤副領事も總領事を輔けて日夜努力せられたる功勞も亦諸君のよく御承知の處で申す迄もありません。領事館警察の新坂署長以下之も一方ならざる苦心をせられて、居留民は其の勞苦に對し充分感謝して居るものと思ひます。尙又駐屯軍々隊も香椎司令官以下幕僚將士總てが、居留地の保護と我々の安全の爲めに身を賭して、全力其の任を盡された事も我々の深く感謝しなければならぬ事と思ひます。</p> <p>従つて私は諸君の同意を得まして全會の一致を以て、民會の議長をして總領事館及び駐屯軍々隊に向つて、其の盡力に對する眞摯なる感謝の意味を表明して頂きたいと、私の決議案を此處に提出致します。諸君の御賛同を希望致します。</p>	<p>三 票 田 中 錫 太郎 君 一 票 森 郁 太郎 君 一 票 松 本 京 作 君 一 票 副 田 重 次 郎 君 棄権一票</p> <p>○議長(牧 尙一君) さうしますと山内令三郎君が御當選でございます。(拍手)</p> <p>引續きまして日程第五民會計検査委員の選舉でございます。之は恒例に依りまして三名でございます。三名の連記投票でございますから、左様御承知願ひます。(此の間投票) 名刺の數と投票數が合致しましたから採点致します。(此の間採点) 一選舉の結果を御報告申し上げます。</p> <p>五五票 藤 平 正 男 君 三三票 武 内 進 三 君 三一票 副 田 重 次 郎 君 一六票 瀨 底 正 敏 君 一四票 田 中 錫 太郎 君</p>
---	--

(44)

(48)

<p>られまして、其の結果租界の事務も非常に成績が上つて居りますので、之に對しましても厚く御禮申し上げます。</p> <p>尙議長には過去一ヶ年間民會事務に對しまして色々御心配されましたが、其の御盡力に對して御禮申し上げると共に將來も猶御盡力下さらんことを切に希望致します。甚だ遺憾ではあります、之を以て御挨拶とす次第でございます。(拍手)</p> <p>○議長(牧 尙一君) それは本民會は之を以て閉會と致します。(拍手)</p> <p>午後四時三十五分閉會</p>	<p>○議長(牧 尙一君) 只今森川議員より緊急動議として出ました、總領事館及び駐屯軍に對する民會の決議として謝意を述べること御賛成の方は御起立を願ひます。</p> <p>全員起立</p> <p>○議長(牧 尙一君) 全會一致を以て決定しましたから、私が何れも今の趣旨に依りまして總領事館及び駐屯軍に對しまして謝意を表しに参りませう。(拍手)</p> <p>○松尾豊實君 之て民會も濟むと思ひますので私は議員を代表しまして御挨拶申し上げます。厚く御禮申し上げます。今日の臨時民會は日曜に開かれましたに拘はらず御出席下さいまして誠に光榮に存じます。厚く御禮申し上げます。</p> <p>前の行政委員の各委員が本日の臨時民會迄、過去一箇年間租界行政事務に誠心御多忙の折柄、しかも最近の事變の如きに際しまして日夜色々の御心勞を願ひまして、租界行政の爲に御盡力下さいましたことに對して厚く御禮申し上げます。</p> <p>尙本日改選の結果大多數の皆權は重ねて行政委員として御當選の光榮を持たれました、尙此の機會に御當選になつた方もございますが、租界の行政事務といふものは猶々前途色々な難かしい問題も起らうと思ひます。どうか此の上もよろしく御努力願へます様に特に我々一同お願ひする次第であります。</p> <p>又吏員の方は中島理事其の他色々行政委員をお輔けにならまして、此の日夜繁雜なる事務に當</p>
--	---



昭和六年度居留民會臨時會附錄

昭和六年度居留民會臨時會に於て議決したる議案左の如し

〔一〕 事變ニヨル損害救済金調達ノ件

一、事變ニヨル天津在留邦人ノ損害救済ノタメ業務復活資金トシテ政府ヨリ低利資金貸下ノ請願ヲナスコト

一、前記請願ニ關スル方法並ニ借入額及其ノ交渉ヲ行政委員會ニ一任スルコト

〔二〕 警備費國庫補助請願ノ件

一、當民團警備費ニ對スル國庫補助請願ヲナスコト

一、前記請願ニ關スル手續ヲ行政委員會ニ一任スルコト

昭和六年度第二十九次居留民會臨時會要録

一、議 員 五十五名(定員六十名)

一、會 期 一日(昭和六年十二月二十日)

一、會 場 公會堂

一、議長及會議係

議 長	牧 尚 一
副 議 長	榎 松 眞 經
理 事	中 島 德 次
書 記	村 田 秀 次
速 記	石 川 謙 郎
全 體	山 下 圭 子

